

令和6年度社会教育・生涯学習関係職員等研修会【基礎講座】

社会教育・生涯学習の 基礎知識

福岡県立社会教育総合センター
社会教育振興室 調査・研修班

【内容】

- 1 はじめに
- 2 社会教育・生涯学習とは
- 3 社会教育・生涯学習の動向
- 4 社会教育・生涯学習関係職員
に求められること

1 はじめに

図書館、公民館

カルチャー
スクール

社会教育・生涯学習

レクリエーション
活動
野外炊飯

何も浮かばない・・・

教育基本法

第一章 教育の目的及び理念 (生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、
豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、
あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、
その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。



教育基本法

第二章 教育の実施に関する基本 (社会教育) 第十二条

個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。



社会教育の定義とは

2 社会教育・生涯学習とは

社会教育法

(社会教育の定義)

第二条

この法律において「社会教育」とは、学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、**学校の教育課程として行われる教育活動を除き**、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。



生涯学習

教育基本法 第三条 (生涯学習の理念)

- あらゆる機会、場所において学習
- 成果を適切に生かすことのできる社会の実現

社会教育

教育基本法(第十二条 社会教育)

- 社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励

社会教育法(第二条 社会教育の定義)

- 学校の教育課程として行われる教育活動を除く、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動

学校教育

家庭教育

生涯学習社会の実現

生涯学習

教育による学習

「教える者」と「学ぶ者」によって行われる行為

社会教育における学習

- ・国、自治体、公民館等が行う講座
- ・大学等の学校が行う公開講座
- ・民間教育事業者の行う通信教育・講座
- ・個人経営のピアノ教室、企業内教育 等

学校教育における学習

家庭教育における学習

自己学習

「学ぶ者」のみによって行われる行為

スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、レクリエーション活動等における学習

Volatility
変動性

Uncertainty
不確実性

予測困難な
時代
VUCAの時代

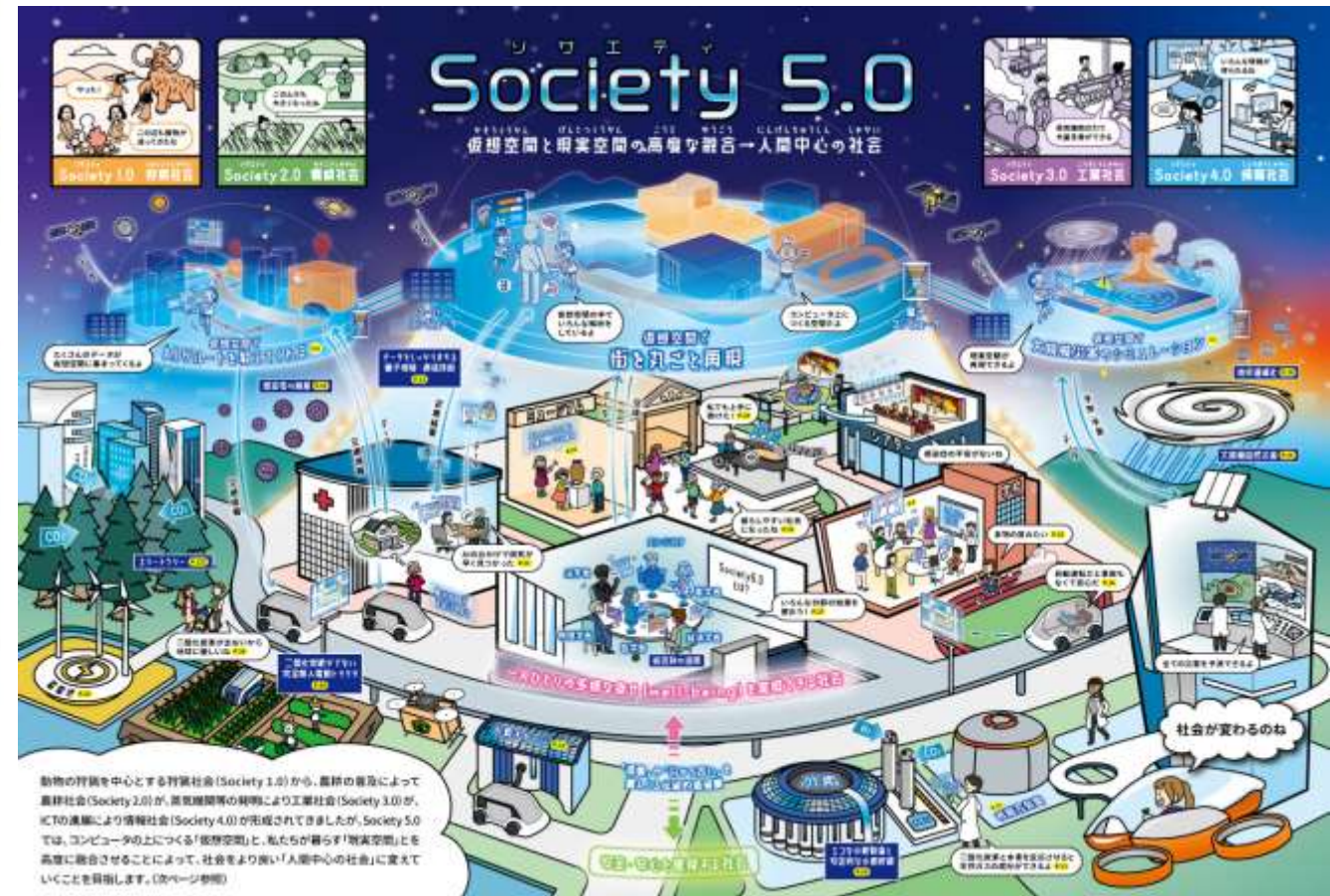
Complexity
複雑性

Ambiguity
曖昧性

● Society 5.0



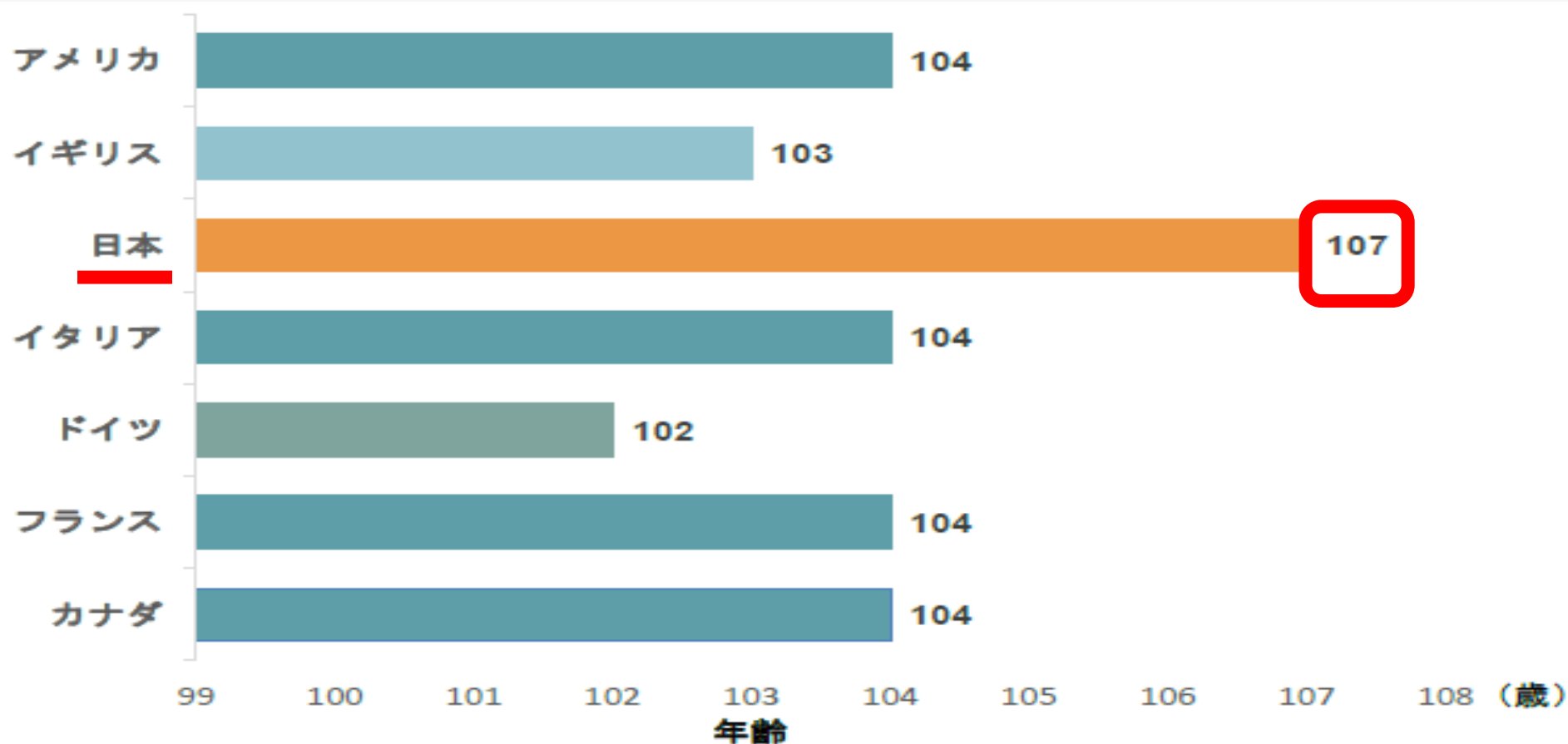
【出典】内閣府総合科学技術・イノベーション会議HP等



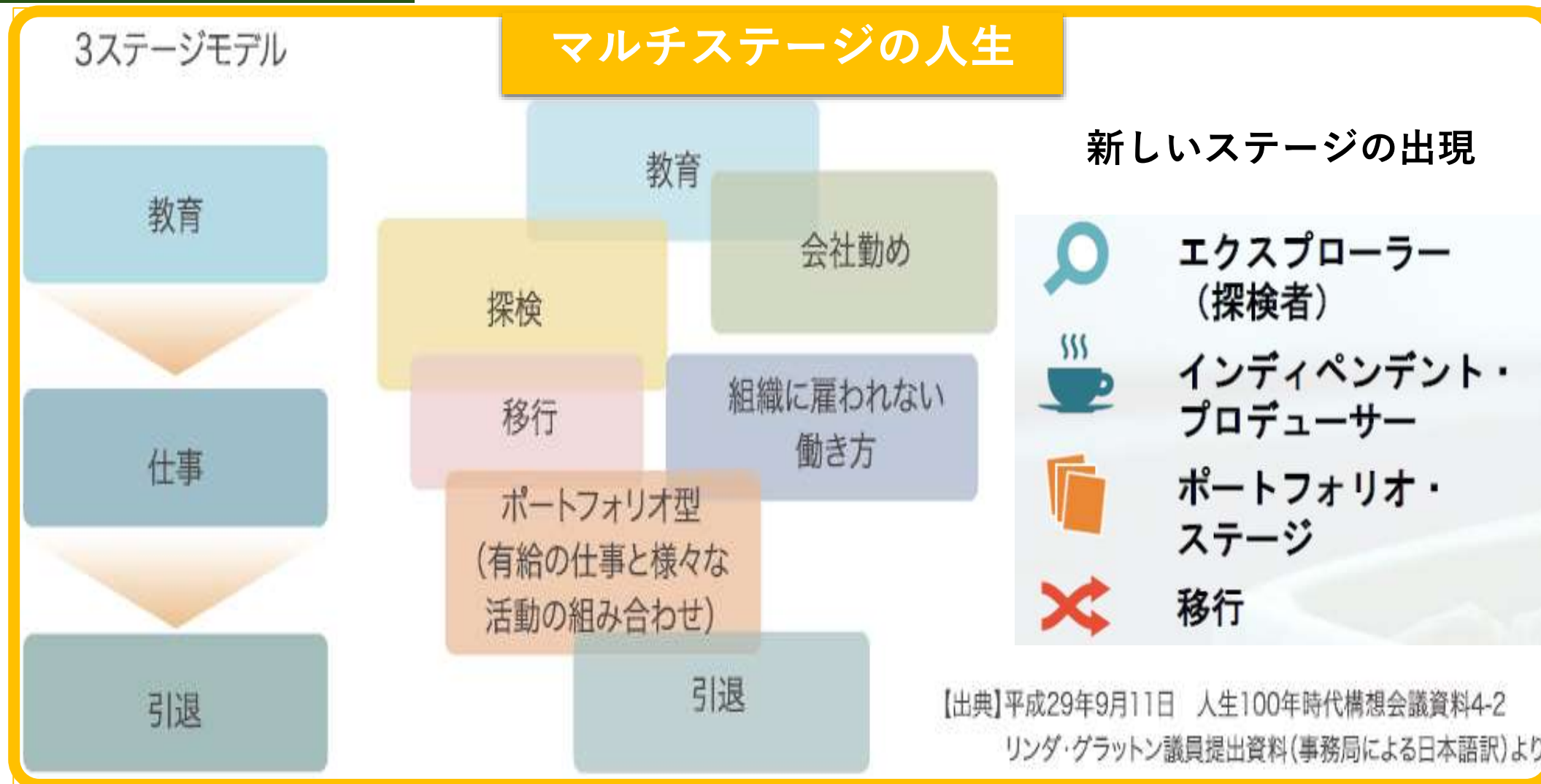
社会状況の変化

【出典】平成29年9月11日 人生100年時代構想会議資料4-2
リンダ・グラットン議員提出資料(事務局による日本語訳)より

2007年生まれの子ども達の50%が到達すると期待される年齢



社会状況の変化



社会の現状(今後の展望)



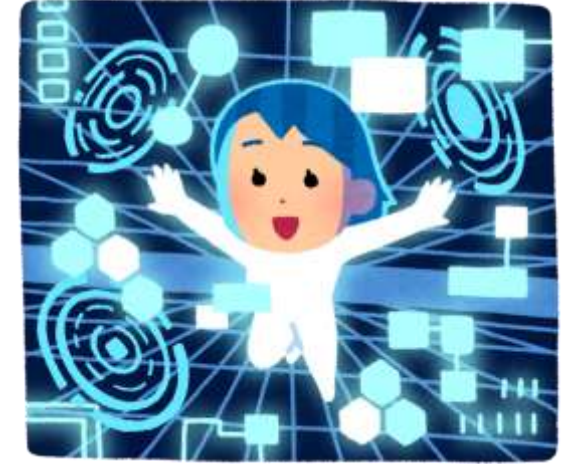
人生100年時代



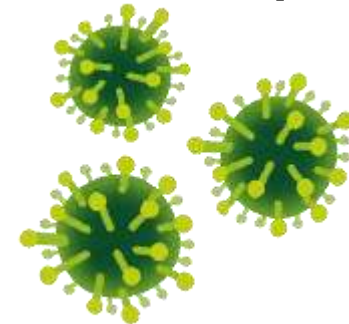
DXの急速な進展

予測困難な
時代
VUCAの時代

3 社会教育・生涯学習の動向

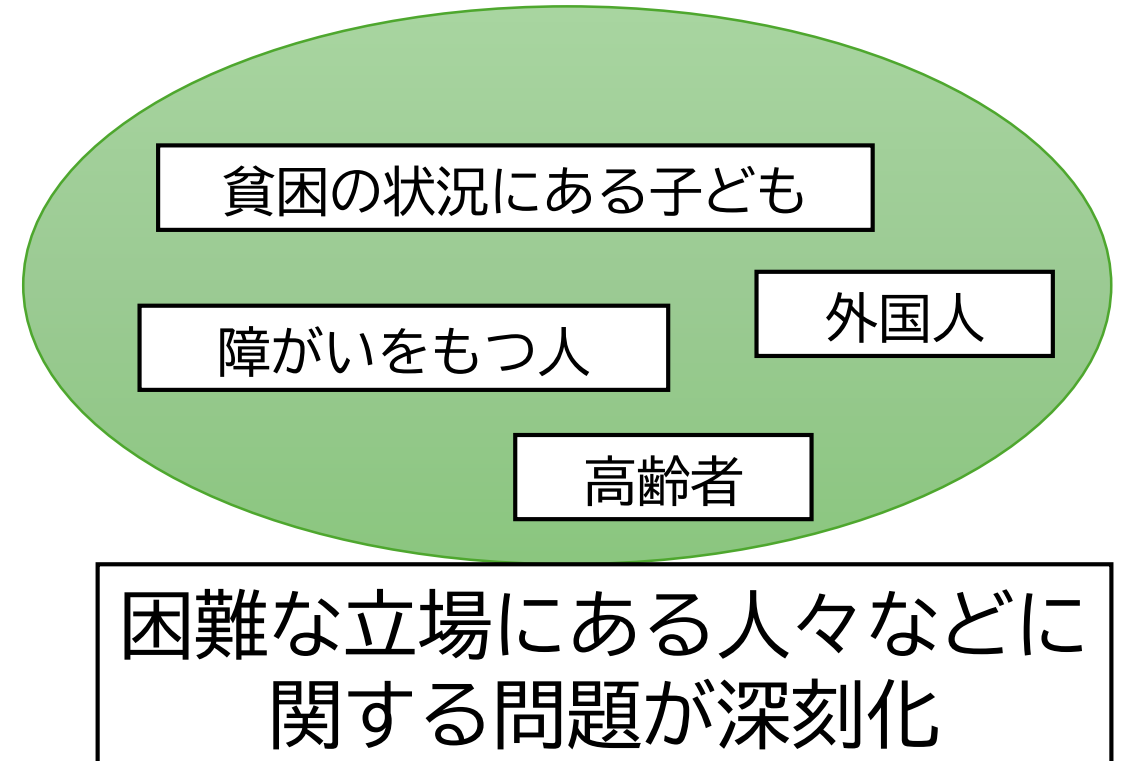
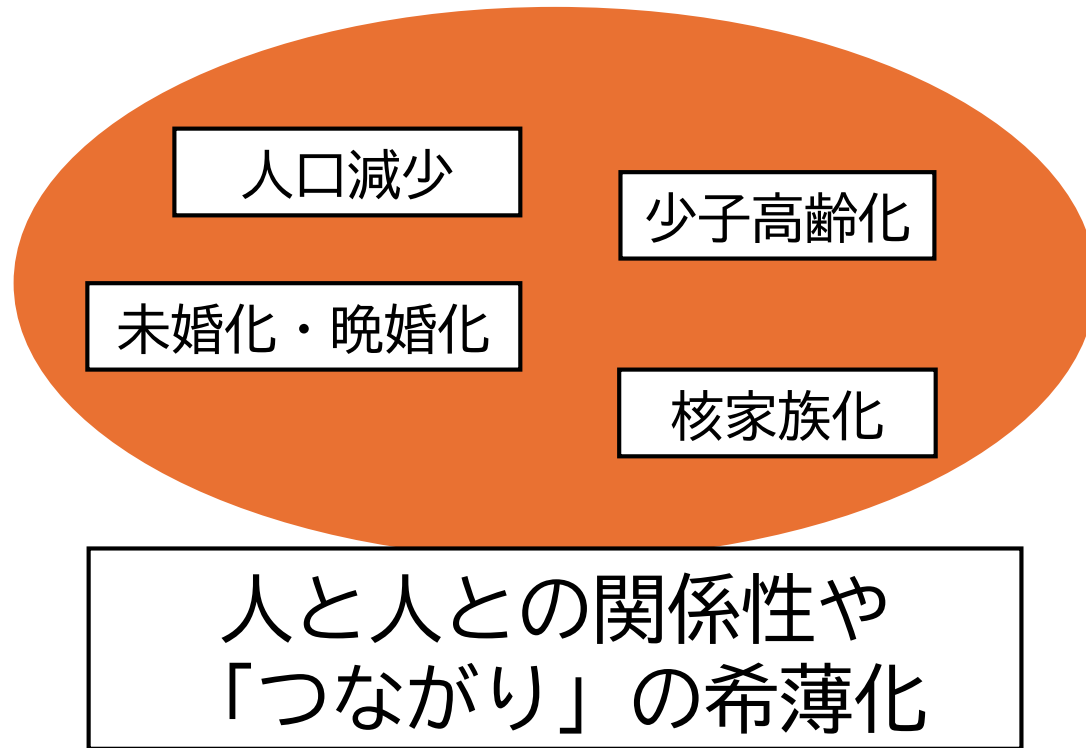


Society5.0
の到来

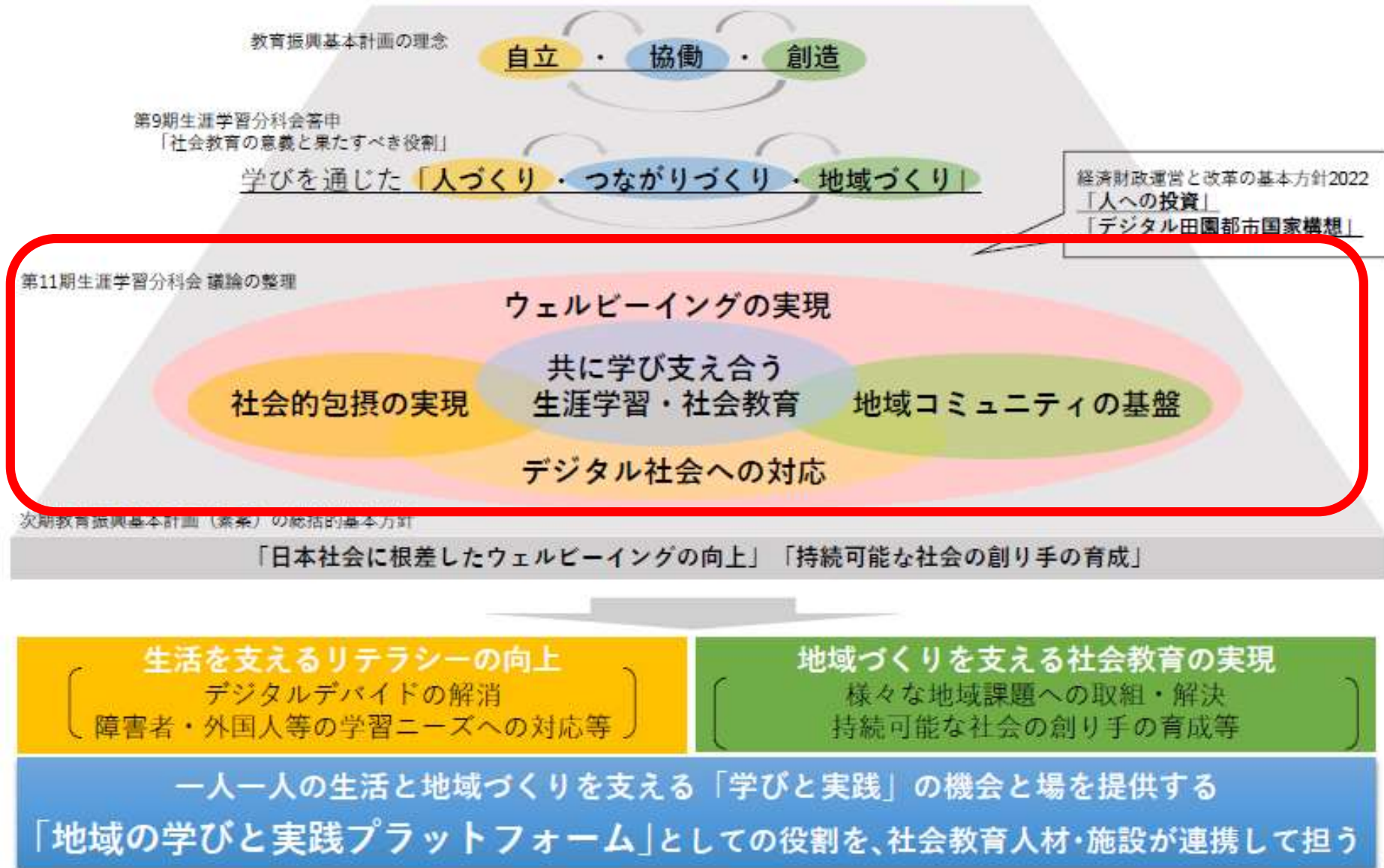


起こりうる未知なる
感染症への対応

社会の現状(生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題)



ウェルビーイングの実現に向けた生涯学習・社会教育の推進 ～これまでの議論を踏まえた施策の方向性～



3 社会教育・生涯学習の動向

第1 1 期中央教育審議会生涯学習分科会議論の整理より

ウェルビーイングの実現

社会的包摂
の実現

共に学び支え合う
生涯学習・社会教育

地域コミュニティ
の基盤

デジタル時代への対応

第4 期教育振興基本計画の総括的な基本方針・コンセプト

持続可能な社会の
創り手の育成

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

社会教育・生涯学習関係職員に
求められること

学びを通じた

4 社会教育・生涯学習 関係職員に求められること

人づくり

・

つながりづくり

・

地域づくり

第9期生涯学習分科会答申「社会教育の意義と果たすべき役割」より

社会教育においては、これまでも**学びを通じた「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環**が目指されてきており、その**重要性**はデジタル化が急速に進み、オンラインによる交流が普及してきている現在においても**変わるものではない**。今後も、社会教育の推進に当たっては、行政機関からのサービスを受けるだけの単なる受益者としてではなく、**地域社会を形成する一員として社会活動に参画し、社会に主体的に関わる住民を支え、かつその学びの機会を保障するという観点を重視していくことが求められる**。その際、学習者一人一人の個人の尊厳や意思決定等が相互に尊重されるべきことを忘れてはならない。また、**これからの社会の形成者となる子供・若者世代の意見を表明する機会を保障しながら、その社会参画を促していく生涯学習・社会教育の機会づくりも重要**である。

(第11期生涯学習分科会における議論の整理より)

【協議の内容（一部省略）】

- ① 社会教育人材の養成や活躍促進に関する基本的な方向性
 - 社会教育の裾野の広がり、社会教育人材が果たすべき役割
- ② 社会教育人材のニーズに応じた学習機会の拡大
 - 社会教育主事講習を受講しやすい環境の整備
 - 大学の特色を生かした講習の更なる推進
 - 受講者の負担軽減に向けた取組の推進
- ③ 社会教育人材の資質・能力の更なる向上
 - 社会教育人材に必要な資質・能力を踏まえた講習内容の在り方
 - 継続的な学習機会の確保や学び直しの促進
- ④ 社会教育人材の多様な場での活躍促進
 - 社会教育人材の活躍の場の広がりを踏まえたネットワーク化等の推進
- ⑤ その他社会教育人材の養成や活躍の促進に必要なこと

社会教育の裾野の広がり、社会教育人材が果たすべき役割



社会教育の裾野の広がり

- 人づくり、つながりづくり、地域づくりは、従来の社会教育分野のみならず、他の多くの分野で求められるようになっている。
- 多様な人材（首長部局・企業・NPOの職員等）の社会教育への参画が重要に

社会教育人材がハブとしての役割を果たすために

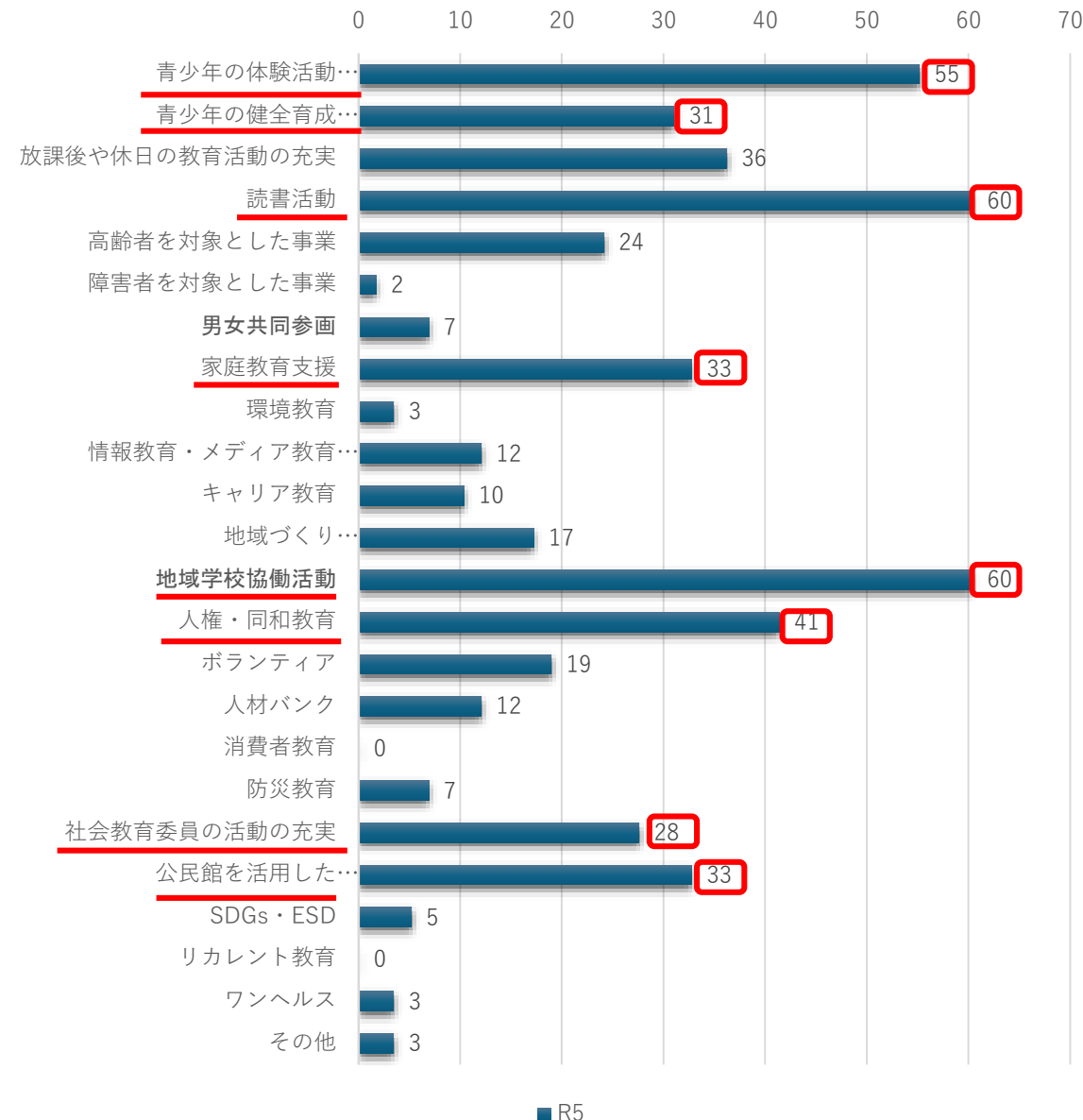
- 多様な人材のニーズに応じた学習機会を拡大（誰でも希望した時に受講できる環境の整備）
- 社会教育人材のデジタルも活用したネットワーク化や、継続的な学習の場を整備



重点分野

- ☆「青少年の体験活動(自然体験・生活体験・文化体験等)」
- ☆「読書活動」
- ☆「家庭教育支援」
- ☆「地域学校協働活動」
- ☆「人権・同和教育」
- ☆「社会教育委員の活動の充実」
- ☆「公民館を活用した人づくり・地域づくり」

4-(1) 現在の重点分野 (%)



【4つのワーク+α】

ネットワーク

- ・人との「つながり」、人と人を「つなぐ」
- ・連絡・調整の力も

チームワーク

- ・連携・協働しながら、事業を推進する

フットワーク

- ・実態やニーズの把握、直接対話…

ヘッドワーク

- ・学び続ける姿勢、新たな情報をつかむ

バランス

- ・様々な視点からものごとを見る